

契約締結前の公表

事務事業等委託について、次のとおり地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を行うので、水戸市財務規則(平成7年水戸市規則第16号)第129条の2第1項第2号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年3月23日

水戸市長 高橋 靖

1 随意契約をする内容

- | | |
|----------|--|
| (1) 業務名 | 団体貸出に伴う図書コンテナ整理業務委託 |
| (2) 業務内容 | 水戸市立小・中学校, 幼稚園, 保育所への団体貸出に伴う図書コンテナ整理業務 |
| (3) 委託期間 | 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで |
| (4) 発注課 | 中央図書館 |

2 契約の相手方の決定方法及び選定基準

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条に規定するシルバー人材センター。

徴取した見積額が予定価格の範囲内であること。

3 申請方法

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 見積書の提出期限 | 令和5年3月24日 |
| (2) 見積書提出先 | 中央図書館 |